

# 市役所でテイクアウト販売する飲食店を募集します

## ～お昼休みに・仕事帰りにテイクアウトで応援～

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている飲食店を支援するため、市役所庁舎でテイクアウト販売する飲食店を募集します。

### 1 募集期間

令和3年6月11日（金）～6月25日（金）（郵送の場合必着）

### 2 販売日時・場所

#### （1）期間

令和3年6月24日（木）から7月6日（火）まで（市役所の開庁日のうち水曜日を除く）

#### （2）時間（下記のうち出店者が希望する時間。ただし準備・片付けを含む。）

ア 昼の部：11時30分から13時00分まで

イ 夕の部：16時30分から18時00分まで

#### （3）場所 三浦市役所分館2階 入口付近

※ 募集は、昼夕ともに1日1事業者です。

※ 1事業者昼または夕いずれか期間中1回限りの出店で、日時は希望の中から先着順で指定します。

### 3 応募にあたっての条件（条件を満たさない者は応募できません）

- （1）市内に事務所又は事業所を有し、市内で令和3年1月1日以後引き続き事業を営んでいること。
- （2）納税地における令和2年12月31日までに納期限が到来している市区町村民税（特別徴収の市区町村民税を含む。）、固定資産税、軽自動車税又は都市計画税に滞納がなく、かつ、必要な申告義務を怠っていないこと。
- （3）三浦市暴力団排除条例（平成23年三浦市条例第2号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等である者及び公序良俗に反する等市役所内での販売がふさわしくないと認められる者については、応募できません。

### 4 注意事項

- （1）おにぎり、サンドイッチ、お弁当など持ち帰りができる商品が対象です。
- （2）場所の使用、テーブル・パーテーションの貸し出しは無料です。

### 5 応募方法

#### （1）提出書類

- 市役所内テイクアウト販売申込書
- 食品衛生法第55条に基づく飲食店営業許可証の写し

#### （2）提出先

- ・ 郵送の場合 〒238-0298 三浦市城山町1-1 もてなし課商工グループ 宛て
- ・ 持参頂く場合 三浦市三崎5-245-7 魚市場4F

**申込み後、出店日時が決まりましたら、もてなし課から連絡いたします。**

その後、出店日の前日までに、庁内で販売するための食品衛生法第57条に基づく営業届（別紙様式1）の写しを提出してください。営業届の提出先は神奈川県鎌倉保健福祉事務所三崎センター（046-882-6811）です。即日交付を受けるためには2部用意する必要があります。

（お問い合わせ） 経済部もてなし課 046-882-1111 内線 77344